

令和4年12月27日

(令和4年度第2回)

川西市国民健康保険運営協議会資料

令和5年度の国民健康保険税率設定について (仮係数に基づく納付金及び標準保険料率等)

1	兵庫県における保険料水準の統一	2
	兵庫県における保険料水準統一のスケジュール	3
	個別公費・個別経費を相互扶助することによる影響	4
	県における個別公費・個別経費相互扶助による影響の平準化策	5
2	標準保険料率統一に向けた本市の状況	6
3	市で保有する基金の考え方	7
4	仮係数に基づく令和5年度納付金算定の状況	
	(1) 兵庫県全体の状況	8
	(2) 県から示された本市のR5標準保険料率（設定の目安とする税率）	8
	(3) R5標準保険料率に合わせた場合の世帯構成別負担イメージ	9
	(4) R5以降標準保険料率に合わせた場合の財政収支と基金残高見込み	10
5	令和5年度税率案	
	(1) 税率案1 (2) 税率案2	11
	(3) 税率案1と税率案2の財政収支と基金残高見込み	12
	(4) 税率案2と税率案1を比較した世帯構成別負担イメージ（R5～R9 5年間の影響額）	13
	(5) 税率案について事務局の考え方	15

1. 兵庫県における保険料水準の統一

- ◆ 兵庫県では、都道府県化当初より、国保県単位化の理想である「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる、保険料水準の統一を目指しており、国もその取組みの加速化を求めている。

【保険料水準を統一する理由】

- ・ 保険給付は共通の制度であることから、保険料負担についても公平な仕組みを目指すべき（医療保険制度の一元化）
= 国保として統一することが必要
- ・ 後期高齢者医療制度や協会けんぽにおいては、県単位での保険料水準が統一済み
- ・ 人口減少や社会保険の適用拡大等により、今後さらなる加入者数の減少が見込まれる中、特に小規模保険者ほど、医療費の変動によって保険料が大きく変動してしまう可能性がある

【保険料水準統一のメリット】

- ・ 住民にとってわかりやすい保険料体系 ⇒ 県内であれば**どこに住んでも同じ保険料**に
- ・ 保険料賦課算定事務の軽減 ⇒ 市町での保険料率算定事務が不要に
- ・ 国からの保険料水準統一の取組み評価 ⇒ 保険者努力支援制度等の財源を獲得し県全体の保険料水準を引き下げ

(兵庫県における保険料水準統一のスケジュール)

- ・ **標準保険料率の統一**：令和9年度
(標準保険料率への移行目安時期)
- ・ 保険料率の一本化：原則令和12年度
(標準保険料率への全市町移行完了)

県の標準保険料率を統一するためには

【保険料水準統一のイメージ】

現状

川西市	所得割	均等割	平等割	近隣他市	所得割	均等割	平等割
標準	7.07%	30,527円	19,873円	標準	7.62%	32,895円	21,415円
調整	+	-	+	調整	+	-	+
実保険料	7.78%	29,000円	20,800円	実保険料	8.40%	31,600円	23,900円

- ・ 現在県が示している標準保険料率は市が保険料率を設定する際の目安
- ・ 実際の保険料率を設定する際には、市町によって異なった賦課割合を採用したり、独自基金を活用した保険料の引き下げを行うなどの市町独自の要素を反映

統一後 (税率等はイメージ)

川西市	所得割	均等割	平等割	近隣他市	所得割	均等割	平等割
標準	7.2%	33,000円	20,000円	標準	7.2%	33,000円	20,000円
実保険料	7.2%	33,000円	20,000円	実保険料	7.2%	33,000円	20,000円

個別公費・個別経費を完全に相互扶助し、賦課割合は県の基準に合わせ、独自基金を活用した保険料の引き下げなどを行わないことで統一が図られる

『個別公費・個別経費を全市町で相互扶助しなければならない』

【現状】

- (1) 各市町の事情（低所得者が多い・高齢者が多い等）により交付される財政安定化支援事業交付金や、保健事業などの取組みや成果に応じて交付される保険者努力支援交付金などの公費があり、各市町がそれぞれ税率に反映している。
- (2) 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用をそれぞれが計上し税率に反映している

【統一後】

- (1) 各市町に交付される公費を**県全体の歳入**として税率を算定をする（全市町が恩恵を分け合う）
- (2) 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用を**県全体の歳出**として税率を算定する（全市町が負担し合う）

個別公費・個別経費の一覧

個別公費	個別経費
(1) 保険者努力支援交付金	(1) 保健事業
(2) 特定健診負担金	(2) 直診勘定繰出金
(3) 県繰入金	(3) 特定健診に要する費用
(4) 国特別調整交付金	(4) 条例減免
(5) 福祉医療波及増繰入金	(5) 任意給付
(6) 財政安定化支援事業	
(7) 出産育児一時金繰入金	
(8) 保険者支援制度	
(9) 過年度収入	

※個別公費の(6)から(9)はR4年度より相互扶助済み

個別公費・個別経費を相互扶助することによる影響

相互扶助前、相互扶助後の各市町の一人あたり徴収必要保険料（税）額を試算比較すると、20%以上増加する町がある中、**本市は1.91%の増加**にとどまっております。県下でも低い増加率で、相互扶助による影響は小さい。

各市町の一人あたり徴収必要保険料（税）額
（増率上位10位と阪神7市1町の状況）

増減率県内順位 （高率順）	市町名	標準保険料率 統一前※1 （円）	標準保険料率 統一後※2 （円）	差 （円）	増減率
1	香美町	100,231	128,683	28,452	28.39%
2	新温泉町	97,003	118,854	21,851	22.53%
3	神河町	101,630	122,423	20,793	20.46%
4	福崎町	106,601	126,796	20,195	18.94%
5	市川町	100,877	118,829	17,952	17.80%
6	豊岡市	108,046	125,123	17,077	15.81%
7	佐用町	105,042	118,019	12,977	12.35%
8	上郡町	104,322	116,713	12,391	11.88%
9	加西市	117,547	128,914	11,367	9.67%
10	猪名川町	118,517	129,904	11,387	9.61%
26	芦屋市	149,612	154,636	5,024	3.36%
27	三田市	128,608	132,286	3,678	2.86%
30	川西市	127,039	129,460	2,421	1.91%
32	西宮市	135,691	137,633	1,942	1.43%
35	伊丹市	125,402	124,820	△582	△0.46%
39	尼崎市	125,953	122,043	△3,910	△3.10%
40	宝塚市	140,724	135,031	△5,693	△4.05%

（1）医療費水準が低い市町の増加率が高い傾向にある
（2）R5以降、単年度の増加率が2%以上になる市町には
県基金を活用した支援策が適用されることになっている

増加率低い
= 相互扶助による影響小さい

※1 決算補填目的等の法定外繰入金を考慮しないなどの一定のルールに基づいて算定された税率により計算した保険料（=現行税率による保険料ではない）

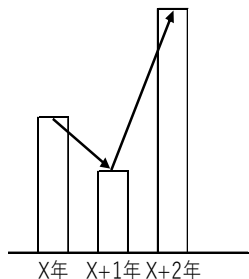
※2 税率が統一された後も「徴収必要保険料額」は各市町の所得や収納率の高低によって差異がでる

県における個別公費・個別経費相互扶助による影響の平準化策

相互扶助の段階的な反映

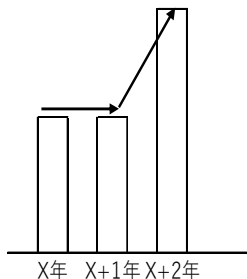
- ・ 個別公費・経費の相互扶助をR5年度からR9年度までの5年間で段階的に実施（毎年20%ずつ）することで、保険料の急激な変化を抑制
- ・ すべての個別経費・個別公費について、一体的に相互扶助を進めることで、増減のばらつきを防止

項目毎に相互扶助時期を分けると・・・



⇒ 納付金が乱高下する恐れ

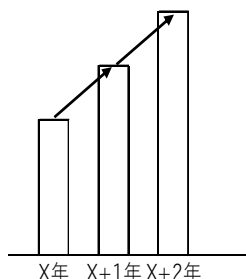
相互扶助を一気に進めると・・・



⇒ 納付金が急激に上昇



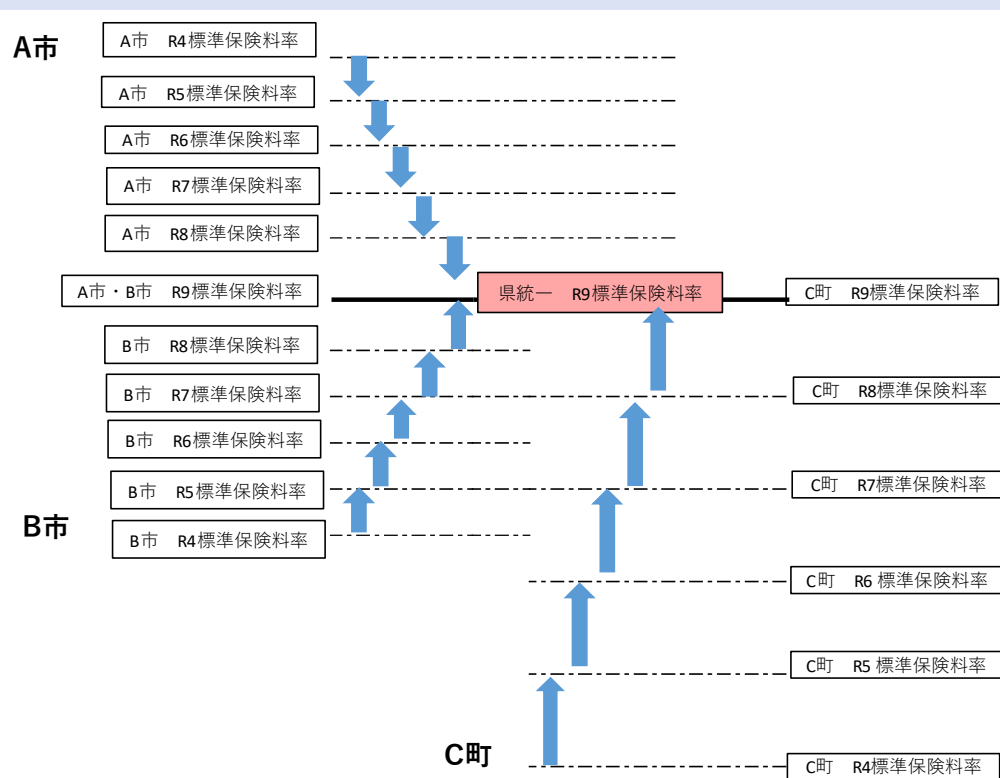
相互扶助を一体的、かつ段階的に進めると・・・



▶ 納付金の変動を平準化

県における標準保険料率統一のイメージ

左の取組みにより変動を平準化させながら、各市町の標準保険料率を令和9年度に一致させる（＝標準保険料率の統一）

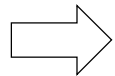


各市町が、毎年度県の示す標準保険料率に近づけて税率設定すれば令和9年度の統一税率と一致していく

2. 標準保険料率統一に向けた本市の状況

(1) 相互扶助の影響によって現在の標準保険料率と統一時点の標準保険料率に大きな差がでることはない。

(2) R4年度時点で標準保険料率と現行税率に大きな乖離はない。



毎年度県が示す本市の標準保険料率に近づけて税率設定すれば無理なく統一時点の税率に到達する

川西市のR4標準保険料率と現行税率の差

【川西市】	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			全項目平均
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	
①R4標準保険料率	7.07%	30,527	19,873	2.67%	11,184	7,281	2.63%	13,550	6,728	
②現行税率	7.78%	29,000	20,800	2.76%	10,200	8,000	2.69%	11,600	6,000	
差 (①-②)	-0.71%	1,527	-927	-0.09%	984	-719	-0.06%	1,950	728	
乖離率 (①÷②) -1	-9.1%	5.3%	-4.5%	-3.3%	9.6%	-9.0%	-2.2%	16.8%	12.1%	1.8%

現行税率との乖離は小さい。
ただし、応能割（所得割）を下げて応益割（均等割・平等割）を上げる必要がある。
（理由）現行と標準保険料率の賦課割合の考え方が異なるため

【現行の賦課割合】

国民健康保険法施行令に規定する標準賦課按分割合
（所得割50%、均等割35%、平等割15%）

【標準保険料率の賦課割合】

全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定する。
所得が全国平均であれば所得割50%、均等割35%、平等割15%となるが、所得が全国平均より高い兵庫県は所得で集める額を下げることになり、所得割の率が50%を下回り、その分均等割・平等割が上がることになる。

【県下他市町の乖離状況】

（高率上位10位と阪神7市1町の状況）

乖離率県内 順位（高率 順）	市町名	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			全項目平均
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	
1	稲美町	-9.5%	12.2%	-8.7%	41.6%	60.9%	78.8%	11.7%	46.9%	64.1%	33.1%
2	播磨町	-5.1%	17.4%	-7.5%	35.0%	66.2%	36.2%	11.3%	52.4%	51.4%	28.6%
3	養父市	-14.0%	17.7%	0.2%	6.8%	47.3%	27.9%	15.3%	57.7%	56.7%	23.9%
4	加古川市	-14.7%	12.1%	-18.1%	48.3%	64.5%	34.8%	9.6%	42.6%	24.6%	22.6%
5	赤穂市	-14.6%	12.8%	9.1%	-0.7%	19.1%	8.8%	24.5%	59.5%	53.0%	19.1%
6	猪名川町	17.0%	24.1%	4.0%	17.1%	23.1%	2.7%	7.8%	28.3%	22.8%	16.3%
7	明石市	8.8%	18.5%	8.8%	5.0%	9.9%	-5.1%	18.9%	23.3%	25.8%	12.6%
8	淡路市	-5.6%	17.5%	-12.4%	-1.1%	23.0%	-4.1%	31.5%	38.4%	8.6%	10.6%
9	宝塚市	-9.3%	4.1%	-10.4%	24.5%	29.2%	20.7%	1.5%	16.5%	12.9%	10.0%
10	神河町	-15.2%	7.6%	-7.0%	-7.9%	15.3%	-0.3%	9.6%	44.9%	42.4%	9.9%
16	尼崎市	2.4%	13.7%	13.7%	-3.3%	8.4%	8.3%	-4.7%	12.0%	12.8%	7.0%
19	伊丹市	-7.6%	25.0%	-6.8%	8.9%	18.7%	-0.8%	26.8%	15.8%	-27.1%	5.9%
27	三田市	0.7%	9.0%	-7.6%	2.3%	1.9%	-8.8%	6.0%	15.9%	12.2%	3.5%
32	川西市	-9.1%	5.3%	-4.5%	-3.3%	9.6%	-9.0%	-2.2%	16.8%	12.1%	1.8%
41	芦屋市	-11.3%	-11.4%	-11.2%	-13.9%	-3.9%	-8.1%	-12.3%	2.7%	5.8%	-7.1%

高率なほど現行税率を標準保険料率に近づけるために大幅な引き上げが必要

※基金による税率引下げや、賦課割合の調整などにより乖離が大きくなると考えられる。

3. 市で保有する基金の考え方

【市で保有する基金の考え方】

(これまで)

- ・ 保険税率の引き下げに活用可能
- ・ 収納率が低下して保険税収納額が確保できない場合に備えて保有
- ・ 被保険者数や所得はあくまでも見込みであるため、保険税収納額が確保できない場合に備えて保有

(完全統一後)

- ・ 保険税率引き下げには活用できない
- ・ 何らかの要因で収納額が確保できない場合は県の財政安定化基金による貸付を受けることで対応（貸付を受けた分は県全体で負担＝翌年度税率に反映される）

⇒基金を保有していても活用できない。保有する必要がない。

◆**検討事項** 「現在保有している基金残高を完全統一までにどう活用するか」

4. 仮係数に基づく令和5年度納付金算定の状況

(1) 兵庫県全体の状況

- ①標準保険料率統一に向け**個別公費・個別経費の20%相互扶助**を反映して算定
- ②医療の高度化やコロナによる受診控え解消等による影響で、**一人あたり給付費が増加 (+2.4%)**
- ③団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等による影響で、
被保険者数が減少 (△3.8%)、**一人あたり後期高齢者支援金の増加 (+7.0%)**

(2) 県から示された本市の令和5年度標準保険料率（設定の目安とする税率）

本市のR5標準保険料率と現行税率の比較

(円)

(現行税率と標準保険料率の差)		税率等		
		川西市 (現行)	R5標準保険料率	差
医療分	所得割率	7.78%	7.01%	-0.77%
	均等割額	29,000	30,204	1,204
	平等割額	20,800	19,661	-1,139
後期支援金分	所得割率	2.76%	2.85%	0.09%
	均等割額	10,200	11,926	1,726
	平等割額	8,000	7,763	-237
介護分	所得割率	2.69%	2.70%	0.01%
	均等割額	11,600	13,880	2,280
	平等割額	6,000	6,916	916

(1) 標準保険料率より高い部分がある

医療分の所得割、平等割、後期高齢者支援金分の平等割が標準保険料率より高い

(2) 応能割 (所得割) が高く、応益割 (均等割・平等割) が低い状況にある。

(3) R5標準保険料率に合わせた場合の世帯構成別負担イメージ

【R5に標準保険料率に合わせた場合の増減額】

※実際の税額は100円未満端数処理をするためR4税額欄記載と誤差がある

給与所得世帯	年度	想定世帯収入額							
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)
A-1 給与所得・単身世帯 (40歳以上65歳未満)	現行税額	25,680	65,280	137,260	203,340	295,950	499,680	716,660	934,830
	R5増減額	1,370	1,180	270	△ 1,240	△ 5,930	△ 16,230	△ 27,230	△ 50,910
A-2 給与所得・2人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	現行税額	40,920	90,680	136,980	226,860	346,750	550,480	767,460	963,830
	R5増減額	2,930	3,790	1,460	1,930	△ 720	△ 11,020	△ 22,020	△ 49,710
A-3 給与所得・3人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども1人)	現行税額	52,680	110,280	156,580	258,220	385,950	589,680	806,660	992,830
	R5増減額	3,810	5,260	2,930	4,280	2,210	△ 8,090	△ 19,090	△ 48,500
A-4 給与所得・4人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども2人)	現行税額	64,440	129,880	176,180	225,140	382,190	628,880	845,860	1,020,000
	R5増減額	4,680	6,720	4,390	1,890	1,930	△ 5,160	△ 16,160	△ 45,470
B-1 給与所得・単身世帯 (40歳未満)	現行税額	20,400	51,910	109,200	161,800	235,580	397,890	570,750	764,830
	R5増減額	430	△ 430	△ 2,330	△ 4,520	△ 9,280	△ 19,740	△ 30,900	△ 50,910
B-2 給与所得・2人世帯 (40歳未満夫婦)	現行税額	32,160	71,510	108,400	179,560	274,780	437,090	609,950	793,830
	R5増減額	1,310	1,040	△ 1,330	△ 2,520	△ 6,350	△ 16,810	△ 27,970	△ 49,710
B-3 給与所得・3人世帯 (40歳未満夫婦 +6~18歳子ども1人)	現行税額	43,920	91,110	128,000	210,920	313,980	476,290	649,150	822,830
	R5増減額	2,190	2,510	140	△ 170	△ 3,420	△ 13,880	△ 25,040	△ 48,500
B-4 給与所得・4人世帯 (40歳未満夫婦 +6~18歳子ども2人)	現行税額	55,680	110,710	147,600	186,600	316,060	515,490	688,350	850,000
	R5増減額	3,060	3,970	1,600	△ 930	△ 2,590	△ 10,950	△ 22,110	△ 45,470

- (1) 所得割率が下がることにより、中高所得者層の負担が減る
- (2) 均等割額が上がることにより、法定軽減はかかるものの低所得者層の負担が増える

年金所得世帯	年度	想定世帯収入額						
		153万 (43万)	170万 (60万)	200万 (90万)	300万 (190万)	500万 (357万)	700万 (527万)	900万 (710万)
C-1 年金所得・単身世帯 (65歳以上)	現行税額	20,400	51,910	103,930	222,930	398,420	577,600	768,330
	R5増減額	430	△ 430	△ 2,000	△ 8,460	△ 19,780	△ 31,340	△ 51,260
C-2 年金所得・2人世帯 (65歳以上夫婦)	現行税額	32,160	71,510	103,130	262,130	437,620	616,800	797,330
	R5増減額	1,310	1,040	△ 1,000	△ 5,530	△ 16,850	△ 28,410	△ 50,060

(4) R5以降標準保険料率に合わせた場合の財政収支と基金残高見込み

【試算前提条件】
 R5～R9
 個別公費・個別経費の相互扶助20%ずつ反映
 R6以降
 一人あたり給付費年2.5%増
 被保険者数△2.6%
 一人あたり所得2.0%増
 一人あたり後期高齢者支援金2.0%増
 一人あたり介護納付金3.0%増

(千円)

財政収支	R4決見	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R5-9計	R5-11計
(1) 現行税率の場合	69,996	166,418	-86,628	-109,003	-147,854	-314,728	-402,853	-430,684	-491,796	-1,325,333
(2) 標準保険料率で算定した場合	69,996	151,058	67,824	77,099	90,455	-23,563	-101,375	-117,605	362,873	143,893

(千円)

基金残高	R4決見	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R4とR9の差	R4とR11の差
(1) 現行税率の場合	1,064,533	1,230,951	1,144,323	1,035,320	887,465	572,737	169,884	-260,800	-491,796	-1,325,333
(2) 標準保険料率で算定した場合	1,064,533	1,215,591	1,283,415	1,360,514	1,450,969	1,427,406	1,326,031	1,208,426	362,873	143,893

令和5年度以降標準料率で算定すると令和9年度までの合計で3億6,200万円収支黒字、令和11年度まででも1億4,300万円収支黒字で、基金残高も増加する見込み

5. 令和5年度税率案

(1) 税率案1

令和5年度から標準保険料率に合わせる。

		R5税率案1①	現行税率②	差①-②
医療分	所得割率	7.01%	7.78%	-0.77%
	均等割額	30,204	29,000	1,204
	平等割額	19,661	20,800	-1,139
後期支援金分	所得割率	2.85%	2.76%	0.09%
	均等割額	11,926	10,200	1,726
	平等割額	7,763	8,000	-237
介護分	所得割率	2.70%	2.69%	0.01%
	均等割額	13,880	11,600	2,280
	平等割額	6,916	6,000	916

(2) 税率案2

令和8年度まで現行税率で据え置き、令和9年度から標準保険料率に合わせる。

		R5税率案2 (現行税率据え置き)
医療分	所得割率	7.78%
	均等割額	29,000
	平等割額	20,800
後期支援金分	所得割率	2.76%
	均等割額	10,200
	平等割額	8,000
介護分	所得割率	2.69%
	均等割額	11,600
	平等割額	6,000

応能割（所得割）はほぼ変わらず、
応益割（所得割・均等割）が上がる
見込み

(参考) 【令和9年度の見込税率と現行税率比較】

(参考)		R9年度 見込税率①	現行税率②	R8まで現行据え 置き後R9に増減 する率と額の見込
医療分	所得割率	7.28%	7.78%	-0.50%
	均等割額	34,300	29,000	5,300
	平等割額	22,327	20,800	1,527
後期支援金分	所得割率	3.08%	2.76%	0.32%
	均等割額	14,245	10,200	4,045
	平等割額	9,273	8,000	1,273
介護分	所得割率	2.95%	2.69%	0.26%
	均等割額	15,736	11,600	4,136
	平等割額	7,840	6,000	1,840

(3) 税率案1と税率案2の財政収支と基金残高見込み

【財政収支】

(千円)

(財政収支)	R4決算見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R5-9計	R5-11計
(1) 税率案 1	69,996	151,058	67,824	77,099	90,455	-23,563	-101,375	-117,605	362,873	143,893
(2) 税率案 2	69,996	166,418	-86,628	-109,003	-147,854	-23,563	-101,375	-117,605	-200,630	-419,610

(1) **税率案 1** は令和 9 年度までの合計で3億6,200万円収支黒字となり、令和11年度までも1億4,300万円収支黒字となる。基金残高も増加する見込み。
 (2) **税率案 2** は令和 9 年度までの合計で2億円収支赤字となり、令和11年度までも4億1,900万円収支赤字となる。基金残高も減少する見込み。

【基金残高】

(千円)

(基金残高)	R4決算見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込	R4とR9の差	R4とR11の差
(1) 税率案 1	1,064,533	1,215,591	1,283,415	1,360,514	1,450,969	1,427,406	1,326,031	1,208,426	362,873	143,893
(2) 税率案 2	1,064,533	1,230,951	1,144,323	1,035,320	887,466	863,903	762,528	644,923	-200,630	-419,610

(4) 税率案2と税率案1を比較した世帯構成別負担イメージ (R5~R9 5年間の影響額)

給与所得世帯 (40歳以上65歳未満)	年度	想定世帯収入額 ※()内は所得額							
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)
A-1 給与所得・単身世帯 (40歳以上65歳未満)	現行税額①	25,680	65,280	137,260	203,340	295,950	499,680	716,660	934,830
	R9税額②	31,070	74,430	152,140	222,150	315,320	520,290	738,570	908,550
	R9増減額 (②-①)=③	5,390	9,150	14,880	18,810	19,370	20,610	21,910	△ 26,280
	R9増減率③/①	21.0%	14.0%	10.8%	9.3%	6.5%	4.1%	3.1%	△ 2.8%
	R5~8 影響額④※	△ 12,640	△ 19,190	△ 27,940	△ 32,200	△ 23,870	△ 5,610	13,970	159,950
	計③+④	△ 7,250	△ 10,040	△ 13,060	△ 13,390	△ 4,500	15,000	35,880	133,670
A-2 給与所得・2人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	現行税額①	40,920	90,680	136,980	226,860	346,750	550,480	767,460	963,830
	R9税額②	50,360	106,580	153,170	252,820	379,610	584,580	792,840	942,850
	R9増減額 (②-①)=③	9,440	15,900	16,190	25,960	32,860	34,100	25,380	△ 20,980
	R9増減率③/①	23.1%	17.5%	11.8%	11.4%	9.5%	6.2%	3.3%	△ 2.2%
	R5~8 影響額④※	△ 23,300	△ 36,970	△ 32,850	△ 51,940	△ 59,430	△ 41,170	△ 16,740	148,320
	計③+④	△ 13,860	△ 21,070	△ 16,660	△ 25,980	△ 26,570	△ 7,070	8,640	127,340
A-3 給与所得・3人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども1人)	現行税額①	52,680	110,280	156,580	258,220	385,950	589,680	806,660	992,830
	R9税額②	64,920	130,850	177,440	291,650	428,150	633,120	841,380	977,150
	R9増減額 (②-①)=③	12,240	20,570	20,860	33,430	42,200	43,440	34,720	△ 15,680
	R9増減率③/①	23.2%	18.7%	13.3%	12.9%	10.9%	7.4%	4.3%	△ 1.6%
	R5~8 影響額④※	△ 30,530	△ 49,010	△ 44,890	△ 71,180	△ 83,490	△ 65,230	△ 40,800	136,670
	計③+④	△ 18,290	△ 28,440	△ 24,030	△ 37,750	△ 41,290	△ 21,790	△ 6,080	120,990
A-4 給与所得・4人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦 +6~18歳子ども2人)	現行税額①	64,440	129,880	176,180	225,140	382,190	628,880	845,860	1,020,000
	R9税額②	79,490	155,130	201,720	250,970	423,660	681,670	876,770	1,011,450
	R9増減額 (②-①)=③	15,050	25,250	25,540	25,830	41,470	52,790	30,910	△ 8,550
	R9増減率③/①	23.4%	19.4%	14.5%	11.5%	10.9%	8.4%	3.7%	△ 0.8%
	R5~8 影響額④※	△ 37,730	△ 61,040	△ 56,920	△ 52,470	△ 82,100	△ 89,290	△ 30,230	117,710
	計③+④	△ 22,680	△ 35,790	△ 31,380	△ 26,640	△ 40,630	△ 36,500	680	109,160

※令和5年度から令和8年度までの間、標準保険料率を採用せずに現行税率を継続することによる影響額の合計

給与所得世帯 (40歳未満)	年度	想定世帯収入額 ※()内は所得額							
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)
B-1 給与所得・単身世帯 (40歳未満)	現行税額①	20,400	51,910	109,200	161,800	235,580	397,890	570,750	764,830
	R9税額②	24,010	57,640	117,950	172,330	244,850	404,390	574,290	738,550
	R9増減額 (②-①)=③	3,610	5,730	8,750	10,530	9,270	6,500	3,540	△26,280
	R9増減率③/①	17.7%	11.0%	8.0%	6.5%	3.9%	1.6%	0.6%	△3.4%
	R5～8影響額④※	△7,810	△10,560	△13,320	△13,140	△2,640	20,420	45,060	159,950
計③+④	△4,200	△4,830	△4,570	△2,610	6,630	26,920	48,600	133,670	
B-2 給与所得・2人世帯 (40歳未満夫婦)	現行税額①	32,160	71,510	108,400	179,560	274,780	437,090	609,950	793,830
	R9税額②	38,580	81,920	118,180	195,130	293,400	452,940	622,840	772,850
	R9増減額 (②-①)=③	6,420	10,410	9,780	15,570	18,620	15,850	12,890	△20,980
	R9増減率③/①	20.0%	14.6%	9.0%	8.7%	6.8%	3.6%	2.1%	△2.6%
	R5～8影響額④※	△15,020	△22,580	△17,350	△26,990	△26,690	△3,630	21,010	148,320
計③+④	△8,600	△12,170	△7,570	△11,420	△8,070	12,220	33,900	127,340	
B-3 給与所得・3人世帯 (40歳未満夫婦 +6～18歳子ども1人)	現行税額①	43,920	91,110	128,000	210,920	313,980	476,290	649,150	822,830
	R9税額②	53,140	106,190	142,450	233,960	341,940	501,480	671,380	807,150
	R9増減額 (②-①)=③	9,220	15,080	14,450	23,040	27,960	25,190	22,230	△15,680
	R9増減率③/①	21.0%	16.6%	11.3%	10.9%	8.9%	5.3%	3.4%	△1.9%
	R5～8影響額④※	△22,250	△34,620	△29,390	△46,230	△50,750	△27,690	△3,050	136,670
計③+④	△13,030	△19,540	△14,940	△23,190	△22,790	△2,500	19,180	120,990	
B-4 給与所得・4人世帯 (40歳未満夫婦 +6～18歳子ども2人)	現行税額①	55,680	110,710	147,600	186,600	316,060	515,490	688,350	850,000
	R9税額②	67,710	130,470	166,730	205,070	345,320	550,030	706,770	841,450
	R9増減額 (②-①)=③	12,030	19,760	19,130	18,470	29,260	34,540	18,420	△8,550
	R9増減率③/①	21.6%	17.8%	13.0%	9.9%	9.3%	6.7%	2.7%	△1.0%
	R5～8影響額④※	△29,450	△46,650	△41,420	△35,850	△54,980	△51,750	7,520	117,710
計③+④	△17,420	△26,890	△22,290	△17,380	△25,720	△17,210	25,940	109,160	

年金所得世帯	年度	想定世帯収入額 ※()内は所得額						
		153万 (43万)	170万 (60万)	200万 (90万)	300万 (190万)	500万 (357万)	700万 (527万)	900万 (710万)
C-1 年金所得・単身世帯 (65歳以上)	現行税額①	20,400	51,910	103,930	222,930	398,420	577,600	768,330
	R9税額②	24,010	57,640	112,770	232,410	404,900	581,020	741,830
	R9増減額 (②-①)=③	3,610	5,730	8,840	9,480	6,480	3,420	△26,500
	R9増減率③/①	17.7%	11.0%	8.5%	4.3%	1.6%	0.6%	△3.4%
	R5～8影響額④※	△7,810	△10,560	△14,050	△4,440	20,520	46,020	161,120
計③+④	△4,200	△4,830	△5,210	5,040	27,000	49,440	134,620	
C-2 年金所得・2人世帯 (65歳以上夫婦)	現行税額①	32,160	71,510	103,130	262,130	437,620	616,800	797,330
	R9税額②	38,580	81,920	113,000	280,960	453,450	629,570	776,130
	R9増減額 (②-①)=③	6,420	10,410	9,870	18,830	15,830	12,770	△21,200
	R9増減率③/①	20.0%	14.6%	9.6%	7.2%	3.6%	2.1%	△2.7%
	R5～8影響額④※	△15,020	△22,580	△18,080	△28,490	△3,530	21,970	149,490
計③+④	△8,600	△12,170	△8,210	△9,660	12,300	34,740	128,290	

(1) 所得の低い層では、令和9年度に税額が20%以上増額になる世帯があるが、令和8年度まで税率を据え置くことによる減額効果の方が大きい。
(2) 高所得者層では、令和9年度の税額の増加率は小さいが、令和8年度まで税率を据え置くことで、税率案1と比較して令和5年度から令和9年度の保険税総額が増額になる。

※令和5年度から令和8年度までの間、標準保険料率を採用せずに現行税率を継続することによる影響額の合計

(5) 税率案について事務局の考え方

【税率案考察】

(1) **税率案 1** は、無理なく令和9年度に統一保険料率に合わせられるものの、収支黒字により基金残高が増加してしまい、負担軽減のための基金活用ができない。

(2) **税率案 2** は、令和9年度に現行税率から一度に税率等を上げることになるが、現時点における見込では令和11年度までに基金残高の約4割を活用することができる。所得の低い世帯層ほど令和9年度にかけての上がり幅は大きいものの、令和5年度から8年度まで標準保険料率に合わせずに現行税率を継続することによる影響額を含めて考えると、負担を減らすことができる見込み。

【税率案と基金について事務局の考え方】

基金を活用して、税率案 2（令和8年度まで現行税率とし、令和9年度に標準保険料率に合わせる）を採用してはどうか。

※基金残高の考え方

ここ数年は基金活用を考慮して税率を設定してきたが、コロナ禍における受診控えなどが影響して基金の活用に至らなかった。しかし現行税率は県の標準保険料率と大きな差がなく、比較的適切な税率設定がなされていると考えられる。

また過去においては、国保特別会計が赤字だった際に一般会計繰入を行ったが、医療費適正化に取り組むなどの独自の経営努力で補助金を獲得し、一定の赤字解消につなげたことなどから、結果的に当時の一般会計繰入に過大な部分があったと考えられる。

以上のことから、保険料率完全統一前である令和11年度末の基金残高は、一般会計に繰り出しを行い、国民健康保険被保険者だけではなく市民の健康増進に係る事業に活用できる市の基金としてはどうか。